

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

C

C



99

極 秘
無 期 限
部の内
2号

沖縄の施政権返還の方法

昭和42 8/0
北 米 局 長

1. 主要な沖縄基地

- (1) 沖縄本島にある米軍基地は、(1)本島南半部
部より市座市にわたって集中している陸軍補
給基地、(2)同地区にある嘉手納飛行場を中心
とする空軍基地、(3)那覇港及び東海岸ホワイ
ト・ビーチの海軍施設、(4)東海岸に点在する
多くの海兵隊基地、(5)北部の海兵隊演習場等
であり、このほか各地に通信施設が散在する。
- (2) これらの基地のありよりは、いわゆる「全
島基地」というには当たらないが、他面機能を
異にして各地に散在する基地を一地域に移転
集中することも、基地の規模と機能を大巾に
削減しない限り、物理的に不可能である。

2. 基地を撤去した全面返還

米軍を沖縄より全面的に撤退せしめた上での
返還は、極東の現情勢下において沖縄における
米軍の存在が、日本を含む極東の安全保障上重
要な抑止力としての役割りを果たしていると認め

る政府の立場と両立しない。

3. 機能別返還

- (1) 機能別返還は、軍事施設の機能と社会的関
係の少ない戸籍、教育、社会保障、産業等の
事項に関する施政権を順次事項別に切離して
返還せしめようという考え方であるが、次の
ような問題があり、また米側も容易に応じる
とは認め難い。
- (2) 問題点
 - (1) 米側からは究極的にその安全保障上の必
要をいかに保障するかを問われ、沖縄住民
側からは全面返還を懸念するのではない
かを問われ、結局施政権全面返還に至る段
階的構想なしには成立たなくなる。
 - (2) たとえば教育に関する施政権なるものの
範囲を画定することに実際上の困難のある
こと(どの範囲の日本法令を沖縄に適用す
るとともにあるか、その後の新規立法、法改
正はどうか等)。
 - (3) 立法、司法部門に関する問題のあること

(関係日本法を制定する国会に沖縄住民が代表されておらず、関係法令に関する司法権の運用をどうするか等)。

付 当議事項についてのみ、種々の面で本土並みとなることによる他の事項との不均衡(関係公務員の待遇等)。

4 基地付返還の諸方法

わが方の基本的態度が沖縄の果している軍事的役割りと施政権返還に対する国民の願望を調整することにある以上、この問題の解決のためには、沖縄に最少限必要を米軍基地を存続したまま施政権を返還させる方法を探求しなければならない。このような返還には次のような形を考へる。

(1) 島別返還

(2) 地域別返還

(3) 基地付全面返還

5 島別返還

(1) 軍事施設が集中的に存在する沖縄本島のみを現在のまま米国の施政下に残し、その他の

島の施政権を日本に返還せしめる考へ方である(4/1年3月自民党中央議員の構想、4/2年3月大陸問題研究会意見等)。

(2) 問題点

(1) 沖縄住民の一部のみが復帰し、その他の大部分が放棄される結果となることに対する住民の強い反響のあること。

(2) 経済的、社会的に一体である沖縄がさらに分割され、その一部が日本の、他が米国の施政権下におかれることが實際上不便、不自然であること。

(3) 沖縄本島に関する限り問題の解決にならず、しかもそこでの米国の施政権の固定化を招来する可能性のあること。

(4) 米側からみた場合、本島のみを残せば、保守、革新のバランスが崩れ、沖縄立法院は反米的色彩を強めるとがわめられること。

地域別返還

既に基地である地域は、これを現在のままの

米国の施政下にあり、剰余の地域の施政権を日本に返還する考え方である（自民党衆議院議員等の構想）。この考え方によれば、米軍基地たる地域を米国の施政下に残すことにより、米軍の基地の完全な「自由使用」を確保しつつ返還を図ることとなるが、これには次のごとき問題がある。

(1) 基地を米国の施政下に残すことによつて該その他の問題は米政府の責任に残されるにしても、その周辺に居住する日本国民に対する日本政府の責任は所詮回避しうるところではない。

(2) 基地を~~を~~いし~~せ~~い~~ざ~~い~~え~~、~~を~~カ所に集中しうるならなお形の上でも取替りがつくであるが、沖縄各地に米軍施政下の地域が点在する形はきわめて異例であり、不合理である（なお、該その他の関係から少数特定基地のみを米国施政下に残すような考え方も実際的ではない。）

(3) 将来基地の返還及び新たな提供を行なうと

とが手續上非常に複雑となり、現存基地の固定性を阻害する。

(4) 地位協定に関し、基地内においては米軍ほどのの特権を認められる一方、基地外において地位協定の律するところとなり、従つて新たな基地の取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等について制約が加わることとなるので、この方式は米側にとり、後述の基地付全面返還に比し、特に魅力のあるものとはなり難い。

(5) 基地問題が施政権返還の要索も含むこととなつて、依然として提議を展していることとなる。

2 基地付全面返還

施政権は全面的に返還し、米軍基地については本土と同様安保条約、地位協定を適用する。この方式は前記諸方式のよきな難点はないが、極東における効果的な抑止力としての米軍の一環たる在沖縄米軍の基地の地位について、特に該並びに戦時存続行動等、安保条約第6条に関

する事前協定事項等に関して以下のような問題がある。

- (1) 核兵器の持込みは事前協定の対象となること、戦略核兵器の配備は必要なしとするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルや戦術空軍用の核弾頭等につき、米側はその時々の自由を留保しようとするかも知れない。
- (2) 沖縄の重要な使命は専ら前線補給基地としての機能にあると認められるが、米側は戦略爆撃機への空中給油作業とか、局地戦突発の場合海兵隊が即刻発進しうる態勢にあることを重視し、この種戦闘行動の自由を留保しようとするかも知れない。
- (3) 沖縄に地位協定が適用されることとなれば、米軍の基地取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等の問題に関して日本政府が介入することとなり、それだけ米側のいわゆる「自由」は制約されることになるが、この点は米側に納得せしめるとともに、わが方として地位協定上の約束は完全に保証するよう、施設庁、

治安当局をはじめ、関係官庁において十分の用意が必要である。

なお、この関連で電気、水道、道路等の公共事業はわが方に引づくべきはいろいろもない。

- (4) 仮に前記(2)戦闘行動及び場合によつて(1)核兵器の持込みについて米側に本土の基地と異なる地位を認めれば、施政権返還後直ちにこれを本土の基地並みとすべしとする運動が起るであろうが、これは施政権返還運動に随すればいおぼしき一イザムである。
- (5) 施政権が返還されれば、わが方は沖縄自体の防衛について米軍と並んで責任を負うこととなるが、当面の問題はむしろ前記(4)であつて、自衛隊自身の責任拡大は漸進的な問題である。